第二十九条第一項	組合の毎事業年度	平成二十四年一元化法の施行の日（第四十三条の二において「施行日」という。）の属する組合の事業年度
	当該事業年度における当該	当該
	標準報酬等合計額の総額に対する	平成二十七年四月から九月までの標準給与（掛金の標準となる給料（平成二十四年一元化法改正前の法第百十四条第三項及び第四項の規定により掛金の標準となつた給料をいう。）の額（平成二十四年一元化法第二条第一項第五号に規定する給料をいう。）の額に地方公務員法第三条第二項に規定する一般職の職員の給与の月額の平均的な額であつて総務省令で定める数値（特別職の職員の給与の月額の平均的な額であつて総務省令で定める数値を基礎として総務省令で定めるところにより算定した割合をいう。）を乗じて得た額（地方公務員等共済組合法第百十四条第三項及び第四項の規定により掛金の標準となつた給料の額（平成二十四年一元化法第二条第一項第五号に規定する給料の額をいう。）に地方公務員法第三条第二項に規定する一般職の職員の給与の月額の平均的な額であつて総務省令で定める数値を基礎として総務省令で定めるところにより算定した割合を乗じて得た